



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年4月25日(金) 第10293号

■ 目 次

ページ

告 示

○県税の収納事務の委託(税務課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	2
○都市計画都市高速鉄道の変更に係る縦覧(都市計画課)	2

選挙管理委員会告示

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	3
○政治団体の名称等	3
○政治団体の異動事項	4
○政治団体の解散届出	6
○資金管理団体の名称等	6
○資金管理団体の異動事項	7
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	7
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	8

議 会 規 則

○群馬県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則(議事課)	9
------------------------------	---

入 札 公 告

○一般競争入札の実施(警察本部会計課)	10
---------------------	----

落 札

○落札者等の決定(メディアプロモーション課)	12
○同	12
○同	13
○同(税務課)	13
○同(病院局経営戦略課)	13

■ 告示

◎群馬県告示第121号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

令和7年4月25日

群馬県知事 山本 一太

委託を受けた者の所在地及び名称	委託した事務の内容	委託期間
東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー22階 LINE Pay 株式会社	収納した県税及びその県税に係る収納情報の取りまとめ	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎群馬県告示第122号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和7年4月25日

群馬県知事 山本 一太

唐沢2-1地区急傾斜地崩壊危険区域

群馬県桐生市広沢町七丁目及び太田市吉沢町の区域内の土地のうち、次の1点から6点までを順次結んだ線及び1点と6点を結んだ線に囲まれた土地の区域

- 1点 北緯36度21分41秒3069
東経139度21分47秒4787
- 2点 北緯36度21分44秒0976
東経139度21分45秒7362
- 3点 北緯36度21分45秒7406
東経139度21分45秒1678
- 4点 北緯36度21分47秒0919
東経139度21分48秒0544
- 5点 北緯36度21分45秒2837
東経139度21分49秒3773
- 6点 北緯36度21分41秒8069
東経139度21分50秒5014

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課、群馬県桐生土木事務所及び太田土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年4月25日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画都市高速鉄道 日本国有鉄道両毛線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 前橋市古市町地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第23号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和7年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

令和7年4月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
今野郷士後援会（百年会）	今野郷士	今野郷士	館林市松沼町28-3
ときめく未来をつくる会	山本裕子	山本裕子	邑楽郡邑楽町中野3086-3
小林但弥後援会	小林但弥	相澤幸司	館林市成島町411-42
小山久利後援会	小山久利	小山喜代子	北群馬郡榛東村新井1265
さくらいまさひろを育てる会	小島光雄	櫻井佐和子	館林市西美園町756-32
塩野ひろや後援会	青木克孝	塩野財男	みどり市笠懸町久宮338
須永ともやす後援会	須永朝康	須永悦子	前橋市下細井町615-2
丸山芳典後援会	丸山芳典	丸山芳典	高崎市倉渕町権田138-1
みわこFanClub	藤井美和子	清水敏信	沼田市利根町平川1385-1

◎群馬県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年4月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 政党的支部
国会議員関係政治団体以外の政党的支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部		届出年月日
自由民主党群馬県みどり市第三支部	丹羽あゆみ	佐田洋	みどり市大間々町大間々460-3
	○		令和7年3月6日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
浅見たかし後援会	浅見隆	浅見栄子	北群馬郡榛東村新井366-4
	令和7年3月3日		
井田雅彦後援会	井田雅彦	吉野静香	邑楽郡大泉町吉田2466-87
	令和7年3月24日		
かまやちさとし群馬後援会	須藤英仁	有坂拓	前橋市千代田町1-7-4
	令和7年3月11日		
新・館林を創る会	佐藤聰	佐藤聰	館林市花山町3367-1
	令和7年3月3日		
すぎとたけし友の会	富岡岳	富岡岳	桐生市平井町1-14
	令和7年3月18日		
大日本誠桜會	一倉真史	一倉真史	伊勢崎市赤堀今井町1-55-12
	令和7年3月19日		
三俣実後援会	三俣実	三俣せつ子	北群馬郡榛東村山子田1585
	令和7年3月18日		
吉沢こういち後援会	吉澤美代子	吉澤浩一	北群馬郡榛東村長岡915-8
	令和7年3月21日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により届出のあつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和7年4月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党的支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
群馬維新の会	代表者の氏名	中司宏	浦野靖人	令和7年3月1日
参政党群馬第1支部	会計責任者の氏名	小川清子	久保美鶴	令和7年3月11日
参政党群馬第2支部	会計責任者の氏名	南雲伸斗	菅野早苗	令和7年3月3日
自由民主党藤岡支部	主たる事務所の所在地	藤岡市森257	藤岡市中大塚952	令和7年3月21日
	代表者の氏名	針谷賢一	神田和生	令和7年3月21日
	会計責任者の氏名	大久保協城	関口剛史	令和7年3月21日
自由民主党前橋支部	主たる事務所の所在地	前橋市三俣町2-20-7	前橋市上佐鳥町685	令和5年12月1日
	代表者の氏名	狩野浩志	中沢丈一	令和5年12月1日
	会計責任者の氏名	安本裕幸	関根淨二	令和5年12月1日
自由民主党みどり市支部	会計責任者の氏名	須藤恵	飯塚静夫	令和7年3月3日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
愛国絆同盟	会計責任者の氏名	板垣広忠	酒井匡範	令和7年1月1日
飯塚久夫後援会	代表者の氏名	飯塚綾子	飯塚久夫	令和7年1月8日
石野時久後援会	会計責任者の氏名	秋葉和樹	茨原和也	令和7年3月25日
井上克彦後援会	主たる事務所の所在地	館林市坂下町3243-1	館林市坂下町3243-2	令和7年3月26日
	会計責任者の氏名	川島義弘	大橋功	令和7年3月26日
工藤ひでひと後援会	会計責任者の氏名	工藤英人	工藤敏子	令和7年2月20日
栗原だいすけ後援会	主たる事務所の所在地	藤岡市立石810-5	藤岡市森585-2	令和6年4月15日
群馬県LPGガス政治連盟	代表者の氏名	柴山聰一郎	山田陽一	令和6年5月29日
子どもたちの通学の安心	会計責任者の氏名	松岡三枝子	盾巴	令和7年

安全を守る会	氏名			3月26日
世代交代おおた	政治団体の名称	世代交代おおた	おおた未来プラットフォーム	令和7年3月7日
	代表者の氏名	茂木光男	穂積昌信	令和7年3月7日
水野よしのり後援会	代表者の氏名	上原静男	樹下啓示	令和6年8月24日
三石哲也後援会	主たる事務所の所在地	伊勢崎市太田町120 5-16	伊勢崎市太田町189 -3	令和6年9月14日
三井のぶひで後援会	主たる事務所の所在地	高崎市中豊岡町500 -81	高崎市下豊岡町133 5-22	令和6年4月29日
山本修後援会	会計責任者の氏名	山本修	山本日出男	令和7年3月25日
渡辺かんじ後援会	会計責任者の氏名	渡邊喜代子	三沢幸男	令和6年11月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年4月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党的支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党群馬県第1区総支部	白井桂子	令和7年2月28日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
飯塚久夫後援会	飯塚綾子	令和7年1月8日
片貝喜一郎後援会	片貝喜一郎	令和6年12月31日
さいとう誠後援会	齋藤誠	令和7年3月10日
まえばし女性の会	野中有理	令和6年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年4月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
富岡岳	桐生市議会議員	すぎとたけし友の会	桐生市平井町1-14	令和7年3月17日

◎群馬県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和7年4月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
栗原大輔	栗原だいすけ後援会	主たる事務所の所在地	藤岡市立石810-5	藤岡市森585-2	令和6年4月15日
穂積昌信	ほづみ昌信後援会	公職の種類	太田市長	群馬県議会議員	令和7年2月17日
三井暢秀	三井のぶひで後援会	主たる事務所の所在地	高崎市中豊岡町500-81	高崎市下豊岡町1335-22	令和6年4月29日
三石哲也	三石哲也後援会	主たる事務所の所在地	伊勢崎市太田町1205-16	伊勢崎市太田町189-3	令和6年9月14日

◎群馬県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和7年4月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31, 560
- 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を

乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 297, 245

3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10, 105
甘楽郡	5, 882
吾妻郡	14, 328
利根郡	8, 711
佐波郡	9, 860
邑楽郡	26, 296
前橋市	91, 324
高崎市	102, 146
桐生市	29, 257
伊勢崎市	55, 628
太田市	58, 542
沼田市	12, 503
館林市	20, 270
渋川市	20, 755
藤岡市・多野郡	18, 388
富岡市	12, 806
安中市	15, 592
みどり市	13, 598

◎群馬県選挙管理委員会告示第30号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

表2の項中「ケアハウス こころ 同 細谷町70-6」を 「ケアハウスこころ
地域密着型特別養護老人ホーム愛光園ユニット

同 細谷町70-6
同 新田上江田町1513-1」に改める。

■議会規則

群馬県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則をリリース公布する。

令和七年四月二十日

群馬県議会議長 須藤和臣

群馬県議会規則第11号

群馬県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

群馬県議会委員会傍聴規則(平成十一年群馬県議会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号裏面4を次のように改める。

4 傍聴席では、次の事項を守ってください。

- (1) 静粛にすること。
 - (2) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さないこと。
 - (3) スマートフォン、ペーパルコンピュータ、タブレット端末その他の情報通信機器の電源を切ること。ただし、会議資料等の閲覧のため、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) その他の議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。
- 附則
- この規則は、公布の日から施行する。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年4月25日

群馬県警察本部長 倉木 豊史

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量 通信機器等賃借 一式
- (2) 借入件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和8年3月1日(日)から令和14年2月29日(日)まで
- (4) 借入場所 群馬県警察本部等
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年5月13日(火)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月23日(金)午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係へその旨連絡すること。

- (3) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者は、この限りでない。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本調達物品納入後の保守体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110 内線2214～2216
- (2) 入札説明書の交付方法 令和7年4月25日(金)から同年5月23日(金)までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除

く。)の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する導入予定機器等一覧表、入札参加資格確認申請書及び資料(以下「申請書等」という。)次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和7年5月27日(火)までに入札参加資格確認結果通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限

(ア) 導入予定機器等一覧表 令和7年5月12日(月)午後5時まで

(イ) 入札参加資格確認申請書及び資料 令和7年5月23日(金)午後5時まで

受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。申請書等の詳細にあっては、入札説明書による。

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「通信機器賃借導入予定機器等一覧表在中」又は「通信機器等賃借入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年6月4日(水)午前9時30分 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月3日(火)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「通信機器等賃借入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者に直ちにくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KURAKI Toyofumi, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the services to be required: Lease of communication equipment, etc 1 set

(3) Lease period: From March 1, 2026 through February 29, 2032

(4) Delivery place: Gunma Prefectural Police Headquarters, etc.

(5) Bidding deadline: June 4, 2025 at 9:30 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than June 3, 2025 at 5:00 p.m.)

(6) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division, Department of Police Administration Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110(ext. 2214 to 2216) (Japanese language only)

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和7年4月25日

群馬県知事 山本 一太

1 落札に係る特定役務の名称及び数量 県政広報紙「ぐんま広報」及び「群馬県議会だより」の製作・発行委託業務

「ぐんま広報」 1回につき489, 500部 12回発行

「群馬県議会だより」 1回につき490, 100部 4回発行

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部メディアプロモーション課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

3 落札者を決定した日 令和7年3月19日

4 落札者の名称及び所在地 株式会社JOETSU 群馬県前橋市大渡町2-2-1

5 落札金額 47, 834, 820円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札公告をした日 令和7年2月4日

次のとおり落札者を決定した。

令和7年4月25日

群馬県知事 山本 一太

1 落札に係る特定役務の名称及び数量 県政広報紙「ぐんま広報」及び「群馬県議会だより」の新聞折込配布委託業務 1回につき467, 000部を12回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部メディアプロモーション課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

3 落札者を決定した日 令和7年3月19日

4 落札者の名称及び所在地 株式会社総合PR 群馬県前橋市元総社町936-4

5 落札金額 54, 657, 680円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札公告をした日 令和7年2月4日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年4月25日

群馬県知事 山本一太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 クリエイティブ人材の発掘・育成をテーマとした県広報番組の制作及び放送業務 1回につき30分間を32回
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部メディアプロモーション課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
 - 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年3月31日
 - 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 群馬テレビ株式会社 群馬県前橋市上小出町三丁目38番地の2
 - 5 随意契約に係る契約金額 129,927,600円
 - 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当
-

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年4月25日

群馬県知事 山本一太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県税電算総合システム保守運用業務委託 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部税務課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
 - 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年4月1日
 - 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市上大島町96番地
 - 5 随意契約に係る契約金額 979,807,716円
 - 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当
-

次のとおり落札者を決定した。

令和7年4月25日

群馬県知事 山本一太

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 (JIS1種1号) 1,549,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局経営戦略課財務係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ヨコタ 純ネットセンター深谷 埼玉県深谷市瀬山787
- 5 落札金額 95,800円(1リットル当たり)

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札を公告した日 令和7年2月12日

8 契約方法 単価契約

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111
